

御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会 座長コメント

御嶽山では、平成 19 年（2007 年）4 月の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン（国土交通省砂防部）」作成を受け、長野県・岐阜県の砂防部局と多治見砂防国道事務所が中心となり、平成 21 年（2009 年）10 月に「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」を設置した。検討会では、火山噴火に伴って発生が想定される土石流、火山泥流等の土砂災害による被害をできる限り軽減（減災）することを目的とした対策を議論し、平成 23 年（2011 年）7 月に「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定した。

その後、平成 26 年（2014 年）9 月 27 日には水蒸気噴火が発生し、山頂付近に多くの登山客が滞在する時間帯であったため、犠牲者 58 名、行方不明者 5 名、負傷者 69 名という戦後最大の火山災害となった。この水蒸気噴火の発生後、国土交通省、林野庁、長野県、王滝村、木曾町をはじめとする関係機関は、「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、連携をとりながら緊急対応を実施した。

御嶽山のように、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」策定後に、火山災害を経験した火山は、全国的にみても数少ない。この貴重な経験を踏まえ、本計画では、御嶽山火山防災避難計画（御嶽山火山防災協議会，平成 31 年 2 月）に基づく各機関の主な役割のうち、土砂災害に対する調査・情報提供、応急・緊急対策工事（緊急ハード・ソフト対策）、土砂災害防止法に基づく緊急調査に関する事項について見直しを行った。

緊急減災対策砂防の実効性を向上するためには、平常時から、関係機関が連携と情報共有を強化しつつ、応急・緊急対策工事（緊急ハード・ソフト対策）への準備を行う必要がある。さらに、噴火時の対応を円滑かつ効果的にするための訓練を実施し、防災体制や行動手順を確認するとともに、課題を抽出し解決しておくといった平常時からの取り組みが重要である。

火山噴火に伴い発生する現象の種類や規模は幅広く、条件が重なると甚大な被害を周辺地域にもたらす場合がある。特に、大規模な火山泥流や、噴火後の降雨による土石流などは、現象が広域かつ長期間に及ぶことから、被害も大きくなる傾向にある。

一方、御嶽山では雄大な景観や温泉、肥沃な土壌等、火山地域ならではの特色を備えていることから登山者・観光客も多い。御嶽山山麓の住民や登山者・観光客の生命や貴重な財産に対して、噴火に起因する土砂災害をできる限り軽減するために、本計画を着実に実行し、噴火発生時のみならず、噴火発生前から準備を行うことが大切である。

令和 2 年 2 月 21 日

御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会 座長

平松晋也